24 文科初第533号 平成24年8月1日

各都道府県教育委員会教育長 各政令指定都市教育委員会教育長 附属学校を置く各国立大学法人学長

殿

文部科学省大臣官房長 前 川 喜 平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 布 村 幸 彦

(印影印刷)

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会 及び学校の取組状況に係る緊急調査について(依頼)

新聞等で報道されているとおり、児童生徒の自殺が発生し、その背景にいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから「24時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることについて、文部科学省として大変深刻に受け止めております。先日お示しした「文部科学大臣談話」にもあるとおり、子どもの命は非常に大切であり、守らなければならないものです。このためには、学校、教育委員会、国などの関係者が一丸となって取組んでいくことが必要です。文部科学省としては、本日、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、学校や教育委員会の迅速かつ効果的な対応を支援していく所存であります。

貴職におかれましても、このような痛ましい事案が発生することのないよう、この機会に今一度、児童生徒に対し、いじめで苦しんでいる場合には、親や教員、地域の大人などに相談してほしいというメッセージを伝えていただきたいと考えます。

このため、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握していただくとともに、各教育委員会や各学校のいじめの問題への取組状況について、この機をとらえて今一度点検を行っていただくための調査を実施することにいたしました。

いじめの問題に関する児童生徒の状況の把握に関しては、例年、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をお願いしているところですが、この機会に、例年の調査に先行して、現時点の状況を報告していただくよう、お願いいたします。

なお、この機にいじめの問題に関する児童生徒の状況の把握のための調査を既に 実施している都道府県等教育委員会におかれましては、個別に御相談くださるよう お願いいたします。

記

- 1 提出期限 平成24年9月20日(木)
- 2 提出方法 別添様式に入力の上、E-mail による提出(添書不要) その際、件名は「【いじめ調査(都道府県・政令指定都市・国立大 学法人名)】各票の送付」としてください。
- 3 提出先 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係 (メールアドレス s-sidoul@mext.go.jp)

(担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導調査分析係

> 電話 03 (5253) 4111 (内線3208) FAX 03 (6734) 3735 E-MAIL s-sidou1@mext.go.jp

1. 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数 等を把握するため。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」と同一であり、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。」とする。

2. 調查内容

- ① 学校及び教育委員会におけるいじめの問題への取組状況に関して臨時に調査すること(以下、「取組状況調査」という。)。
- ② 学校において、児童生徒の状況を把握し、いじめの認知件数等を提出すること(以下、「児童生徒調査」という。)。その際、特に小学校及び中学校においては、登校日や家庭訪問の機会を活用するなど、把握の方法について工夫すること。

3. 調査対象

- 1. 取組状況調査
 - ① 小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、中等教育学校、特別支援学校(以下 「諸学校」という)
 - ② 都道府県教育委員会及び市区町村教育委員会(政令指定都市、特別区を含む)

2. 児童生徒調査

小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、中等教育学校、特別支援学校(以下 「諸学校」という)

4. 調查項目

① 取組状況調査

用紙	調査項目
教育委員会質問用紙	I. 貴教育委員会が設置している学校に対する指導について
	Ⅱ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について
	Ⅲ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組に対する点検
	について
	Ⅳ. 学校と警察の連携について
	V. 重大事案につながるおそれのあるいじめについて
	VI. その他
学校質問用紙	I. いじめの問題への取組に対する点検について
	Ⅱ. いじめの実態把握に関するアンケート調査について
	Ⅲ. いじめを把握したときの対応について

- IV. いじめの問題に関する校内研修について
- V. 学校における管理・指導体制の在り方について
- VI. 学校と警察の連携について
- VII. その他

② 児童生徒調査

用紙	調査項目
児童生徒調査回答票	I. いじめの認知件数等
	Ⅱ. 具体的事案の状況

5. 調査手順

(1) 文部科学省より、以下の各票を都道府県・政令指定都市教育委員会・附属学校を置く各 国立大学法人生徒指導主管課長に送付。

1. 取組状況調査

質問票A:教育委員会質問用紙

回答票A:教育委員会質問用紙への回答用紙

集計票A:回答票A(政令指定都市を除く市区町村教育委員会回答分)の集計用紙

質問票B:学校質問用紙

回答票B:学校質問用紙への回答用紙 集計票B-1:回答票Bの集計用紙

集計票B-2:集計票B-1の集計用紙

2. 児童生徒調査

回答票C:児童生徒調査の回答用紙(C-I:いじめの認知件数等、C-Ⅱ:具体的事

案の状況)

集計票C-1:回答票Cの集計用紙

集計票C-2:集計票C-1の集計用紙

(2) 各都道府県教育委員会、政令指定都市教育委員会、市区町村教育委員会、附属学校を置く各国立大学法人、諸学校においては、次の手順に従う。

【都道府県教育委員会の手順】

- ① 域内の市区町村(政令指定都市を除く)教育委員会に質問票 $A \cdot B$ 、回答票 $A \cdot B \cdot C$ 、集計票B-1、集計票C-1を送付。
- ② 都道府県所管の公立諸学校に質問票B・回答票B・Cを送付。
- ③ 質問票Aに関する当該教育委員会の状況を回答票Aに記入。
- ④ 域内の市区町村(政令指定都市を除く)教育委員会から提出された回答票Aについて集計し、集計票Aに記入。

- ⑤ 都道府県所管の公立諸学校から提出された回答票B、回答票Cについて集計し、集計票 B-1、集計票C-1に記入。
- ⑥ 域内の市区町村(政令指定都市を除く)教育委員会から提出された集計票B-1及び⑤ で記入した集計票B-1について併せて集計し、集計票B-2に記入。
- ⑦ 域内の市区町村(政令指定都市を除く)教育委員会から提出された集計票C-1及び⑤ で記入した集計票C-1について併せて集計し、集計票C-2に記入。
- ⑧ ③で記入した回答票A、④で記入した集計票A、⑥で記入した集計票B-2、⑦で記入した集計票C-2、都道府県所管の公立諸学校及び域内の市町村教育委員会から提出された回答票C-II(具体的事案の状況)を文部科学省に提出。

【政令指定都市教育委員会の手順】

- ① 所管の公立諸学校に質問票B、回答票B・Cを送付。
- ② 質問票Aに関する当該教育委員会の状況を回答票Aに記入。
- ③ 所管の公立諸学校から提出された回答票B、回答票Cについて集計し、集計票B-1、 集計票C-1に記入。
- ④ ②で記入した回答票A、③で記入した集計票B-1、集計票C-1、所管の公立諸学校から提出された回答票C-II(具体的事案の状況)を文部科学省に提出。

【市区町村(政令指定都市を除く)教育委員会の手順】

- ① 所管の公立諸学校に対し、質問票B、回答票B・Cを送付。
- ② 質問票Aに関する当該教育委員会の状況を回答票Aに記入。
- ③ 所管の公立諸学校から提出された回答票B、回答票Cについて集計し、集計票B-1、 集計票C-1に記入。
- ④ ②で記入した回答票A、③で記入した集計票B-1、集計票C-1、所管の公立諸学校から提出された回答票C-II(具体的事案の状況)を都道府県教育委員会に提出。

【附属学校を置く国立大学法人の手順】

- ① 所管の附属学校に質問票B、回答票B・Cを送付。
- ② 所管の附属学校から提出された回答票B、回答票Cについて集計し、集計票B-1、集計票C-1に記入。
- ③ ②で記入した集計票B-1、集計票C-1、所管の附属学校から提出された回答票C-1 II (具体的事案の状況)を文部科学省に提出。

【各学校の手順】

- ① 質問票Bに関する当該学校の状況を回答票Bに記入。
- ② 児童生徒の状況を把握し、回答票 C に関する当該学校の状況を回答票 C に記入。
- ③ ①で記入した回答票B・Cを設置者(都道府県教育委員会又は政令指定都市教育委員会 又は市区町村教育委員会又は国立大学法人)に提出。

(3) 都道府県教育委員会から提出された回答票A、集計票A、集計票B-2、集計票C-2、政令指定都市教育委員会から提出された回答票A、集計票B-1、集計票C-1、附属学校を置く国立大学法人から提出された集計票B-1、集計票C-1について、文部科学省において集計する。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、教育委員会質問用紙及び学校質問用紙及び児童生徒調査回答票の全国 集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・政令指定都市別の集計結果の公 表の可能性もある。ただし、個別事案が特定されないような扱いとすることとする。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき処理する。

8. 留意事項

回答に際しては、各票に記載の「記入方法及び留意点」を確認の上、記入のこと。

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(教育委員会質問用紙)

- ※ 回答は、回答表Aにご記入ください。
- I. 貴教育委員会が設置している学校に対する指導について
- 問1 いじめの問題への取組について、貴教育委員会が設置している学校に対し、点検項目に基づく定期的な点検を求めていますか。(年に1回以上)
 - 1. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求め、かつ報告を求めている。
 - 2. 各学校に点検項目を示し、それに基づく点検を求めているが、報告は求めていない。
 - 3. 各学校に点検項目の作成と点検を求め、かつ報告を求めている。
 - 4. 各学校に点検項目の作成と点検を求めているが、報告は求めていない。
 - 5. 点検項目に基づく点検は求めていない。
 - → 「1.」又は「2.」と答えた場合は、問1-②へ 「3.」~「5.」と答えた場合は、問2へ
- 問 1 ② 学校に示している点検項目は、どこが作成したものですか。
 - 1. 貴教育委員会が作成したもの
 - 2. 都道府県教育委員会が作成したもの<u>(政令指定都市を含む市区町村教育</u> 委員会のみ選択可)
 - 3. その他
- 問2 「『平成21年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査』結果について(平成22年9月14日付け児童生徒課長通知)」を踏まえるなどにより、貴教育委員会が設置している学校に対し、いじめの実態把握に関するアンケート調査を定期的に実施することを求めていますか。(年に1回以上)
 - 1. 実施を求めている。
 - 2. 実施は求めていない。

Ⅱ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について

- 問3 管下の学校等に対し、いじめの問題に関する指導の方針を明らかにしていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問4 管下の学校等に対し、いじめを把握した場合に報告することを求めていますか。
 - 1. 把握したらその都度、報告を求めている
 - 2. 週に1回から月に2~3回程度の報告を求めている
 - 3. 月に1回程度の報告を求めている
 - 4. 2~3ヶ月に1回程度の報告を求めている
 - 5. 年に1回程度の報告を求めている
 - 6. 報告を求めていない
- 問5 管下の学校におけるいじめの問題の状況について、学校訪問や調査の実施などを通じて実態の的確な把握に努めていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問6 学校や保護者等からいじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠蔽することなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問7 各学校のニーズに応じ、研修講師やスクールカウンセラー等の派遣など、 適切な支援を行っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- 問8 管下の学校の中で、平成23年度当初から現在に至るまでに、いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校がありましたか。
 - 1. あった
 - 2. なかった

- → 「1.」と答えた場合は、問8-②へ 「2.」と答えた場合は、問9へ
- 問8-② いじめの問題について指導上困難な課題を抱える学校に対して、指導主事や教育センターの専門家の派遣などによる重点的な指導、助言、援助を行いましたか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問9 深刻ないじめを行う児童生徒に対しては、出席停止を命ずることもできるよう、貴教育委員会において、その手続きに関する規則を定めていますか。(政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問 1 0 貴教育委員会の定める規則において、いじめを原因とする就学校の指定の変更や区域外就学を認めていますか。 (政令指定都市を含む市区町村教育委員会のみ回答)
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問 1 1 いじめの問題に関する通知などの資料がどう活用されたか、その趣旨がどう周知・徹底されたのかなど、学校の取組状況を点検し、必要な指導、助言を行っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問12 貴教育委員会において、平成24年度中にいじめの問題に関する、教員を対象とした研修を実施した、又は実施する予定がありますか。(<u>複数回</u><u>答可</u>)
 - 1. 管理職を対象とした研修を実施(又は予定)
 - 2. 生徒指導主事等生徒指導担当教員を対象とした研修を実施(又は予定)
 - 3. 初任者研修において実施(又は予定)

- 4. 5年経験者研修、10年経験者研修等の年次研修において実施(又は予定)
- 5. 1~4以外の教員を対象とした研修を実施(又は予定)
- 6. 特に実施の予定はない
 - → 「1.」~「5.」と答えた場合は、問12-②へ 「6.」と答えた場合は、問13へ
- 問12-② 貴教育委員会において、どのようにいじめに関する研修を行っていますか。(複数回答可)
 - 1. 講義・講話形式
 - 2. グループ協議
 - 3. 具体的な事例について、ケーススタディをしている
 - 4. その他
- 問 1 3 いじめの問題に関する指導の充実のための教師用手引き書等を作成していますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問14 貴教育委員会において、学校からの相談はもとより、保護者からの相談も直接受けとめることのできるような教育相談体制が整備されていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問 1 5 学校以外の教育相談窓口について、児童生徒や保護者、教師に対し、 周知していますか。(複数回答可)
 - 1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している
 - 2. インターネット上で周知している
 - 3. その他の手段で周知をしている
 - 4. 特に周知の手段を講じていない

- 問16 「24時間いじめ相談ダイヤル」の児童生徒への周知については、紹介カード等(リーフレットを含む)を作成し、学校を通じて、児童生徒に配布してもらうようにお願いしていますが、だれを対象として配布していますか。
 - ア)配布頻度
 - i)年1回以上
 - ii)配布していない
 - イ) 配布対象(複数回答可)
 - ①小学校1年生 ②小学校2年生 ③小学校3年生 ④小学校4年生
 - ⑤小学校5年生 ⑥小学校6年生 ⑦中学校1年生 ⑧中学校2年生
 - 9中学校3年生 10高校1年生 11高校2年生 12高校3年生
 - ③特別支援学校小学部 ④特別支援学校中学部 ⑤特別支援学校高等部
 - 16その他(具体的に)
- 問17 教育相談の内容に応じ、学校とも連絡・協力して指導に当たるなど、 継続的な事後指導を行っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問18 貴教育委員会(教育センター等を含む)におけるいじめに関する教育 相談の実施に当たって、医療機関などの専門機関との連携が図られてい ますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問 19 貴教育委員会において、いじめの問題に関し、地方法務局の人権擁護 担当部局との連携を図っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問20 貴教育委員会と学校やPTA、地域の関係団体等がいじめの問題について協議をする機会が設けられていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- 問21 貴教育委員会において、いじめの問題への取組の重要性の認識を広め、 家庭や地域の取組を推進するための啓発・広報活動を積極的に行っていま すか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- → 「1.」と回答した場合は、問21-②へ 「2.」と回答した場合は、問22へ
- 間21-2 具体的にどのような取組をしていますか。
 - 1. チラシやカード等を作成し、学校を通じて、児童生徒や保護者に配布している
 - 2. インターネット上で啓発を行っている
 - 3. 講演会等を開催している
 - 4. その他の取組をしている(具体的に)
- 問22 貴教育委員会において、いじめの問題の解決のために、関係部局・機 関と連携協力を図っていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

Ⅲ. 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組に対する点検について

- 問23 貴教育委員会におけるいじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期的に点検していますか。(年に1回以上)
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- → 「1.」と答えた場合は、問23-②へ 「2.」と答えた場合は、問24へ
- 問23-② その点検項目はどこが作成したものですか。
 - 1. 貴教育委員会が作成したもの
 - 2. 都道府県教育委員会が作成したもの<u>(政令指定都市を含む市区町村教育</u> 委員会のみ選択可)
 - 3. その他

問23-3 どの程度の頻度で点検していますか。

- 1. 年1回
- 2. 年2~3回
- 3. 年4回以上

Ⅳ. 学校と警察の連携について

問24 いじめや暴力行為等に関して、貴教育委員会と警察との円滑な連携や 情報共有のための仕組みがありますか。(複数回答可)

また、2. の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください(様式不問)。

- 1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
- 2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
- 3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側 の担当窓口についても承知している。
- 4. その他(具体的に)

問25 学校警察連絡協議会を開催していますか。

- 1. はい
- 2. いいえ

→ 「1.」と回答した場合は、問25-②へ 「2.」と回答した場合は、問26へ

問25-② 具体的にどのように開催していますか。

- ア) 構成員 (複数回答可)
 - i)都道府県警察本部長と都道府県教育長等、県域の代表者レベルの会議
 - ii)警察署長と校長等の各機関の代表者レベルを主とする会議
 - iii) 教頭や生徒指導担当教員と生活安全課や少年課等実務者レベルの会議
- イ)開催頻度
 - i)年に1回
 - ii) 年に2~5回程度
 - iii) 年に6~11回程度
 - iv) 1ヶ月に1回以上

問26 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果がある とお考えか。警察と連携した取組への課題は何か、ご自由にお考えをお聞 かせください。

Ⅴ. 重大事案につながるおそれのあるいじめについて

- 問27 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれの あるいじめについて、直ちに報告することを求めていますか。
 - 1. 求めている
 - 2. 求めていない
- 問28 生命又は身体の安全が脅かされるような重大事案につながるおそれの あるいじめについて、平成23年度当初から現在に至るまで、実際に報告 を受けたことがありますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- → 「1.」と答えた場合は、問28-②へ 「2.」と答えた場合は、問29へ
- 問28-② その件数はどの程度ですか。概数をご記入ください。
- 問28-③ その際、教育委員会として、どのような対応を取りましたか。具体的に記述してください。
- 問28-④ その際の教育委員会における対応について、何か課題があるとお考えですか。また、それに関連して、国に支援を求めることはありますか。 具体的にご記入ください。

VI. その他

- 問29 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や取組内容を記載ください。
- 問30 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為などに対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入ください。

いじめの問題への取組状況に関する緊急調査

(学校質問用紙)

※ 回答は、回答票Bに御記入ください。

- I. いじめの問題への取組に対する点検について
- 問1 貴校において、いじめの問題への取組について、点検項目を設け、定期 的に点検していますか。(年に1回以上)
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- → 「1.」と答えた場合は、問1-②へ 「2.」と答えた場合は、問2へ
- 問1-2 点検項目はどこが作成したものですか。
 - 1. 学校が独自に作成したもの
 - 2. その他
- 問1-③ どの程度の頻度で点検していますか。
 - 1. 年1回
 - 2. 年2~3回
 - 3. 年4回以上
- 問1-4 誰が点検していますか。
 - 1. 全教職員
 - 2. 管理職や生徒指導主事等の一部の教職員のみ
- 問 1 ⑤ 点検結果やそれによって分かった課題について、全教職員で共有していますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

Ⅱ. いじめの実態把握に関するアンケート調査について

- 問2 平成23年度中に、全児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査を行いましたか。
 - 1. 実施した
 - 2. 実施していない
- → 「1.」と答えた場合は、問2-②へ「2.」と答えた場合は、問3へ
- 問2-② 平成23年度は、どの程度の頻度で、いじめの実態把握に関するアンケート調査を実施しましたか。
 - 1. 年1回
 - 2. 年2~3回
 - 3. 年4回以上
- 問2-③ いじめの実態把握に関するアンケート調査はどのような方法で実施 しましたか。(複数回答可)
 - 1. いじめに特化したアンケートを実施
 - 2. 生活アンケート等の中で、いじめを把握
- 問2-④ 上記のアンケート調査は記名式ですか、無記名式ですか。(複数回答可)
 - 1. 記名式
 - 2. 無記名式
 - 3. 選択式

Ⅲ. いじめを把握したときの対応について

- 問3 いじめを把握したとき、いじめを発見した者だけで抱え込むことなく、 速やかに共有し、組織的な対応を図るようにしていますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- 問3-② いじめを把握したとき、速やかに保護者に連絡していますか。
 - ア) いじめる児童生徒
 - i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。
 - ii) 主に電話等により保護者に連絡している。
 - iii) 把握後すみやかには連絡していない
 - イ) いじめられた児童生徒
 - i) 主に家庭訪問・面会により保護者に連絡している。
 - ii) 主に電話等により保護者に連絡している。
 - iii) 把握後すみやかには連絡していない
- 問3-③ いじめを把握したとき、速やかに教育委員会に連絡していますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

Ⅳ. いじめの問題に関する校内研修について

- 問4 平成23年度中に、いじめの問題に関する校内研修を実施しましたか。 (複数回答可)
 - 1. いじめの問題に特化して実施した
 - 2. 生徒指導等の研修として、いじめの問題にも触れて実施した
 - 3. 実施していない

Ⅳ. 学校における管理・指導体制の在り方

- 問5 貴校における生徒指導上の具体的な事案に関して、校長に対する報告や 連絡はどのような形で行われていますか。
 - 1. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候の全てを、定期的に校長にまで報告するよう努めている。
 - 2. 生活態度や友人関係の気になる変化など、具体的な事案につながるおそれのある兆候のうち特に報告すべきと考えるものを校長にまで報告するようにしている。
 - 3. 具体的な事案が生じてから報告が行われている。
 - 4. その他(具体的に)

- 問6 児童生徒の日頃の行動や態度などについて、学級内・学年内にとどまらず、職員会議等の場で情報の共有化が図られていますか。
 - 1. 毎日
 - 2. 週に1~3回程度
 - 3. 月に2~3回程度
 - 4. 月に1回程度
 - 5. 上記以外
- 問7 指導上配慮を要する児童生徒の進級、進学又は転学等に際して、学級担任等の教員間での引き継ぎは適切になされていますか。
 - 1. 指導記録等の資料を用いて引継ぎを行っている。
 - 2. 指導記録等の資料は用いずに口頭により引継ぎを行っている。
 - 3. 教員間の引継ぎは行っていない。
- 問8 いじめや暴力行為等に関するきまりや対応の基準を明確にしたものを保護者や地域住民等に公表し、理解と協力を得るよう努めている。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

VI. 学校と警察の連携について

- 問9 犯罪行為の可能性がある場合には、学校だけで抱え込むことなく、直ち に警察に通報し、その協力を得て対応していますか。
 - 1. 暴力行為をはじめ犯罪の可能性のあるものはすべて通報している
 - 2. 犯罪の可能性のあるもののうち、特に重篤と考えるものに限定して通報 している
 - 3. 特に通報していない

問 1 0 いじめや暴力行為等に関して、貴校と警察との円滑な連携や情報共有 のための仕組みがありますか。(複数回答可)

また、2. の選択肢にある協定等を交わしている場合、当該協定等をあわせてご提供ください(様式不問)。

- 1. 学校から警察への連絡対象事案を示す等、警察との連携事案を策定している。
- 2. 情報の相互交換をするために、協定等を交わしている。
- 3. 警察との連携を円滑に行うために学校の担当窓口を明らかにし、警察側 の担当窓口についても承知している。
- 4. その他(具体的に)
- 問11 学校警察連絡協議会を開催していますか。
 - 1. はい
 - 2. いいえ

- → 「1.」と回答した場合は、問11-②へ 「2.」と回答した場合は、問12へ
- 問11-② 具体的にどのように開催していますか。
 - ア) 学校の構成員(複数回答可)
 - i)校長
 - ii) 教頭等
 - iii) 生徒指導担当教員
 - イ) 警察の構成員(複数回答可)
 - i) 警察署長
 - ii) 生活安全課長等
 - iii)少年係長等
 - ウ)開催頻度
 - i) 年に1回
 - ii)年に2~5回程度
 - iii) 年に6~11回程度
 - iv) 月に1回以上
- 問12 学校と警察の連携について、どのような仕組みが実質的に効果がある とお考えですか。警察と連携した取組の課題は何か、ご自由にお考えをご 記入ください。

Ⅷ. その他

- 問13 貴校において、法務省人権擁護局が実施する「子どもの人権SOSミニレター」を配布しましたか。(<u>小学校、中学校、特別支援学校(小学部</u>及び中学部)及び中等教育学校(前期課程)に限る。)
 - 1. はい
 - 2. いいえ
- 問14 今回の滋賀県における事案を機に、これまでの取組を見直したり、新たな取組を開始するなどしていますか。している場合、その見直し内容や取組内容を記載してください。
- 問15 突発的な事件・事故などの緊急時対応や、深刻ないじめ・暴力行為などの対応のために、国に支援を求めることはありますか。ご自由にご記入ください。

児童生徒調	査 回答票C-I(公立学校)	
	学校名	
	担当者名	
いじめの認知	件数等	
(1) いじ	つの認知件数(平成24年度当初から、今回の調査の時点まで)	件
(a) L ==	(1)のうた しい めょらぬい プレスナ のの 供料	14
(2) 工品	(1)のうち、いじめが解消しているものの件数	件
(3) 上記	(1)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
(1)	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	件
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	件
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	件
5	金品をたかられる。	件
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	件
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	件
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	件
9	その他	件
⊢ ≘급	(1)のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような重	
	事態に至るおそれがあると考える件数(<u>具体的内容を事案ごとに回答票CーIIに記</u>	件
述)		
(5) 上記	(4)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
1)	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	件
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	件
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	件
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	件
5	金品をたかられる。	件
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	件
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	件
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	件
9	その他	件

※本紙は、回答票C-I(4)で回答した件数分の枚数を御提出ください。

				市安平只	<u> </u>
和米	府県教育委員会	174		事案番号	
	府県教育安員宏 町村教育委員会		3		
сŲ	可 刊 教 再 安 員 云 学 校 名		3 当		
	子仪石	[\frac{1}{2}	!ヨ伯 /		
1.	回答票 I (4)の「 おそれがあると考	学校として、児童生徒の生命又は身体 えるいじめ」について、具体的ないじめの	の安全がおびやかされるような重 の状況(自由記載)	大な事態に至る	
2.	回答票 I (4)の「! それがあると考え	学校として、児童生徒の生命又は身体の るいじめ」について、学校及び教育委員	り安全がおびやかされるような重力 会の対応の状況(自由記載)	大な事態に至るお	
	(関係機関(警察、	児童相談所、病院等)との連携の状況(こついても記載してください)		

児童生	∶徒調	査 回答票C-I(国立学校)	
		学校名	
		担当者名	
1	5 = II & D		
いじめの	り認知	件数寺	
(1)	いじめ	の認知件数(平成24年度当初から、今回の調査の時点まで)	件
(2)	上記(1)のうち、いじめが解消しているものの件数	件
(3)	上記(1)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
	1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	件
	2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	件
	3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	件
	4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	件
	5	金品をたかられる。	件
	6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	件
	7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	件
	8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	件
	9	その他	件
		1)のうち、学校として、児童生徒の生命又は身体の安全がおびやかされるような な事態に至るおそれがあると考える件数(<u>具体的内容を事案ごとに回答票CーⅡに</u>	件
(5)	上記(4)について、以下のいじめの態様別の件数(複数回答可)	
	1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	件
	2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	件
	3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	件
	4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	件
	5	金品をたかられる。	件
	6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	件
	7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	件
	8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	件
	9	その他	件

					事案番号	
	設置者名		(担当者)			
	学校名		(担当者)			
1.	回答票 I (4)の「 おそれがあると考	学校として、児童生徒の えるいじめ」について、『	生命又は身体の安全が 具体的ないじめの状況(自	おびやかされるような重 由記載)	大な事態に至る	1
						j
2.	それがあると考え	るいじめ」について、学校	生命又は身体の安全がお 交及び設置者の対応の状	況(自由記載)	大な事態に至るお	
	(関係機関(警察、	児童相談所、病院等)と	の連携の状況についても	記載してください)		1

各 都 道 府 県 知 事 小中高等学校を設置する学校設置会社を 所轄する構造改革特別区域法第12条第 1項の認定を受けた地方公共団体の長

殿

文部科学省大臣官房長 前 川 喜 平

(印影印刷)

文部科学省初等中等教育局長 布 村 幸 彦

(印影印刷)

いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る 緊急調査について(依頼)

新聞等で報道されているとおり、児童生徒の自殺が発生し、その背景にいじめがあるとされていることや、本年7月に入ってから「24時間いじめ相談ダイヤル」の相談件数が大きく増加していることについて、文部科学省として大変深刻に受け止めております。先日お示しした「文部科学大臣談話」にもあるとおり、子どもの命は非常に大切であり、守らなければならないものです。このためには、学校、地方公共団体、国などの関係者が一丸となって取組んでいくことが必要です。文部科学省としては、本日、大臣官房に「子ども安全対策支援室」を立ち上げ、学校や教育委員会の迅速かつ効果的な対応を支援していく所存であります。

貴職におかれましても、このような痛ましい事案が発生することのないよう、この機会に今一度、児童生徒に対し、いじめで苦しんでいる場合には、親や教員、地域の大人などに相談してほしいというメッセージを伝えていただきたいと考えます。

このため、学校が夏休みの時期ではありますが、緊急にいじめの問題に関する児童生徒の状況を把握していただくための調査を実施することといたしました。いじめの問題に関する児童生徒の状況の把握に関しては、例年、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」をお願いしているところですが、この機会に、例年の調査に先行して、現時点の状況を報告していただくよう、お願いいたします。

- 1 提出期限 平成24年9月20日(木)
- 2 提出方法 別添様式に入力の上、E-mail による提出(添書不要) その際、件名は「【いじめ調査(都道府県名/認定地方公共団体名)】 各票の送付」としてください。
- 3 提出先 文部科学省初等中等教育局児童生徒課生徒指導調査分析係 (メールアドレス s-sidoul@mext.go.jp)

(担当)

初等中等教育局児童生徒課生徒指導室 生徒指導調査分析係

電話 03 (5253) 4111 (内線3208) FAX 03 (6734) 3735 E-MAIL s-sidou1@mext.go.jp いじめの問題に関する児童生徒の実態把握に係る緊急調査について

1. 調査の趣旨

いじめの早期発見、早期解消につなげるよう、緊急に各学校におけるいじめの認知件数等を把握するため。

なお、「いじめ」の定義は、「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」 と同一である。

2. 調查·依賴内容

学校における児童生徒の状況の把握及びいじめの認知件数等について

3. 調查対象

小学校、中学校、高等学校(通信制を除く)、中等教育学校、特別支援学校(以下「諸学校」という)

4. 調查項目

用紙	調査項目
回答票	I. いじめの認知件数等
	Ⅱ. いじめ問題への特色ある取組

5. 調査手順

(1) 文部科学省より、以下の各票を、都道府県主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体に送付。

回答票:本件調査の回答用紙 集計票:本件調査の集計用紙

(2) 都道府県主管部課・小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域 法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体・各学校においては、次の手順に従う。

【都道府県主管部課の手順】

- ① 所管の私立学校に対し、回答票を送付。
- ② 所管の私立学校から提出された回答票について集計し、集計表に記入。
- ③ ②で記入した集計表を文部科学省に提出。

【小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体】

- ① 所管の学校に対し、回答票を送付。
- ② 所管の学校から提出された回答票について集計し、集計表に記入。
- ③ ②で記入した集計表を文部科学省に提出。

【各学校の手順】

児童生徒の状況を把握し、回答票に関する当該学校の状況を回答票に記入し、都道府県主管 部課又は所轄の地方公共団体に提出。

(3) 都道府県主管部課及び小中高等学校を設置する学校設置会社を所轄する構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた地方公共団体から提出された集計票について、文部科学省において集計する。

6. 結果の公表の方法

この調査の結果は、全国集計を取りまとめ、公表する予定である。なお、都道府県・政令指定都市別の集計結果の公表の可能性もある。ただし、個別事案が特定されないような扱いとすることとする。

7. 資料の扱い

提出された資料に対し開示請求があった場合の取扱いについては、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)等に基づき処理する。

8. 留意事項

回答に際しては、各票に記載の「記入方法及び留意点」を確認の上、記入のこと。

回答票(私立•特区)

I. いじめの認知件数等

	記入方法及び留意点 下の項目にご回答ください。 お、当該項目は、例年実施している「児童生徒の問題行動等生徒指導上の る調査」のうち、いじめの件数等に係る部分を抜き出したものです。)諸問題
1) いじ	めの認知件数(平成24年度当初から、今回の調査の時点まで)	
2) 上記	!(1)のうち、いじめが解消しているものの件数	
3) 上記	!(1)について、いじめの態様別の件数(複数回答可)	
1	冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。	
2	仲間はずれ、集団による無視をされる。	
3	軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。	
4	ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする	
⑤	金品をたかられる。	
6	金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。	
7	嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。	
8	パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。	
9	その他	
	校において実施している、いじめ問題への特色ある取組がありましたら、ま (下欄に自由記載でご回答ください。)	う教えくた
	校において実施している、いじめ問題への特色ある取組がありましたら、ま (下欄に自由記載でご回答ください。)	る教えくた
		3教えくた
		る教えくた
		る教えくた
		3教えくた
		S教えくた
		ら教えくた
		ら教えく <i>た</i>
		ら教えく <i>た</i>
		ら教えく <i>た</i>
		S教えくた
		3教えくた